

月刊エフアンドパートナーズVOL.25



商業登記規則 改正のお知らせです。

登記申請日が平成27年2月27日以降 から

添付書面の変更

1 設立 または 役員 の就任(再任除く)

(役員 = 取締役 監査役など)

今までの
就任承諾書に加えて…

本人確認証明書
(住民票 または 運転免許証のコピー等)

2 代表取締役等(印鑑提出者)の辞任時

辞任届への押印は
今までの認印でなく…

辞任者の実印押印 + 個人の印鑑証明書
または **登記所届出印** の押印

株式会社の他、一般社団法人・一般財団法人・投資法人または特定目的会社の役員も同様です。

新たに記録できること

1 役員 または 清算人 の就任時

戸籍などを添付して
申し出ること…

婚姻前の氏も記録することができます。

株式会社の他、持分会社の社員 一般社団法人・一般財団法人などの役員
LPS・LLPの組合員も同様です。

ご不明点がございましたら お気軽にお問合せ下さい。
専門スタッフが丁寧にお答え致します。



司法書士法人
F&Partners

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地 第11長谷ビル5階
【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番1号 OCTビル3F
【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルテ1932-113

